

### マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービス(びったりサービス)の電子申請の受け付けを開始

マイナンバーに関するポータルサイト「マイナポータル」内で、子育てに関する行政手続きの一部がワンストップで電子申請できる「子育てワンストップサービス」の受け付けを、令和2年2月から開始しました。対象事業の制度案内や申請書様式のデータ提供も実施中です。

**【電子申請が可能な手続き】**下表のとおり 子育て支援課助成係 ☎042-497-2088 ※サービスを利用するために必要な準備など詳しくは市ホームページをご覧ください。 詳細はこちら



対象事業	手続き名	電子申請の実施
児童手当	児童手当の受給資格及び額についての認定請求	令和2年2月～
	児童手当の額の改正の請求及び届出	
	氏名変更/住所変更等の届出	
	受給事由消滅の届出	
児童扶養手当	現況届	令和2年6月～
	児童扶養手当の現況届の事前送信及び面談の予約	令和2年8月～

### 使用していない軽自動車の廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税の種別割(※)は毎年4月1日現在で軽自動車・オートバイ・原動機付自転車・小型特殊自動車を登録している方に課されます。

3月31日(火)までに廃車・名義変更の手続きをしなかった場合は、実際に軽自動車などを所有・使用していない場合でも、令和2年度の軽自動車税の種別割が課されます。廃車・譲渡などを行った場合は、下記で必ずお手続きください。

廃品回収などでバイクを引き取ってもらう場合はナンバープレートを外し、ご自身で廃車手続きをしてください。

**【手続き先】**◆軽自動車(乗用・貨物) = 軽自動車検査協会 ☎050-

3816-3104 ◆126cc以上のバイク = 陸運支局多摩事務所 ☎050-5540-2033 ◆原動機付自転車(1種、2種乙・甲等)・小型特殊自動車(農耕用、その他) = 下記へ ☎課税課市民税係 ☎042-497-2041

※種別割 = 令和元年10月1日から、自動車取得税(都税)が廃止され、軽自動車税の環境性能割が創設されました。現行の軽自動車税は、軽自動車税の種別割に名称が変更になります。軽自動車税は環境性能割と種別割の2つで構成されることとなります。 詳細はこちら



### オンブズパーソン制度をご利用ください

市政に関する苦情を民間の有識者が調査し、必要に応じて是正の勧告を行います。市の施策や職員の対応などに不満をお持ちの方は、市内公共施設または市ホームページにある「苦情申立書」に必要事項を記入し、オンブズパー-

ソン事務局(文書法制課文書法制係)に申し立て(郵送・ファクスも可)をしてください。

**【オンブズパーソン】**秋山一弘(弁護士)、川上俊宏(弁護士) ☎文書法制課文書法制係 ☎042-497-2031 ☎042-492-2415

### 「情報公開制度」と「保有個人情報開示制度」

#### ①情報公開制度とは

市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。

#### ②保有個人情報開示制度③保有特定個人情報開示制度とは

市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが②保有個人情報、含むものが③保有特定個人情報です。

**【開示決定】**原則請求を受けた日

の翌日から14日以内(保有特定個人情報の開示請求については30日以内)に開示・一部開示・非開示の決定を行い、決定通知書で通知します

**【手数料】**無料(写しの作成費用や郵送料は実費負担)

**【請求方法】**①は直接窓口または郵送、ファクスで、②③は本人であることを証明できる書類(運転免許証や健康保険被保険者証など)を、②は1点、③は2点持参し、直接文書法制課文書法制係 ☎042-492-2415へ ☎文書法制課文書法制係 ☎042-497-2031

### 募集 国勢調査は開始100年の節目を迎えます 国勢調査員を募集

国勢調査は、日本に住むすべての方と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。調査結果は少子高齢化や防災、地域活性化などさまざまな分野の施策に活用されます。

清瀬市の未来のため、調査員としてのご協力をお願いします。

☎8月時点で20歳以上の健康な方(学生も可)・責任をもって調査に従事できる方・警察、選挙に直接関係のない方・暴力団もしくは暴力団員、反社会勢力と関係を有しない方・退任後も含め、調査で知り得た秘密を守る方

**【活動期間】**8月24日(月)から10月下旬ごろ **【報酬】**2調査区担当で70,000円程度(報酬額は調査区の

世帯数により増減します) ☎☎3月2日(月)～4月30日(土・日曜日、祝日を除く)に市役所本庁舎、健康センター、中央・駅前図書館、郷土博物館、生涯学習スポーツ課、各地域市民センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、文書法制課統計係で配布する申込書(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、直接文書法制課統計係 ☎042-497-2032へ(郵送不可)



詳細はこちら

統計係案内図

#### ◆国勢調査員の仕事内容は大きく分けて5つ

- ①調査員事務 打合せ会への出席
- ②担当調査区の確認と要図・名簿の作成
- ③調査についての説明と調査書類の配布
- ④回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
- ⑤回収した調査票の整理と提出

### 募集 公共刊行物の音声版を製作してみませんか? 市報などの音訳者を募集

市では、目の不自由な方や文字を読むことに不便を感じる方々に向けて市報きよせ・市議会だよりなどの公共刊行物の音声版CDを無料で送付しています。

市の委託を受け、CDの製作を行う清瀬市公共刊行物音訳機関のメンバーを募集します。

☎簡単なパソコン作業ができ、健康な方。コミュニティプラザひ

まわりで月2～3回程度活動できる方(音訳未経験の方は別途案内する社会福祉協議会の音訳者養成基礎講座にご参加ください)

☎☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808へ

※公共刊行物の音声版は、市ホームページから聞くことができます。

### 耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を

#### ①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修減額

定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋については、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。

なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。

☎◆耐震改修 = 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和2年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を行った住宅 ◆バリアフリー改修 = 新築された日から10年以上経過した住宅で、令和2

年3月31日までにバリアフリー改修工事を施した住宅 ◆省エネ改修 = 平成20年1月1日以前から所在する住宅で、令和2年3月31日までに省エネ改修工事を施した住宅(いずれも一定の要件に該当する場合)

#### ②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和2年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。

☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042